滞　納　は　NO!

県税は必ず納期限までに納めましょう。

●督促状の送達

納期限までに納めなかった方へは、督促状が送付されます。さらに督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納めなかった方に対しては、法律上、財産の差押えを執行することとされています。

●財産調査

何の連絡もなく納付されていない方に対しては、預貯金、給与、不動産等、ご本人の財産の調査を行います。

●滞納処分

さらに、納税に誠意のみられない方に対しては、特段の予告なく、財産の差押えを執行します。

県税の電子申告

県では地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用した、インターネットによる県税の申告書等の受付が可能です。

自宅およびオフィス等で作成した申告書データを、全国の地方公共団体（都道府県、政令指定都市等）に送信することができますので、ご利用ください。

※詳しくは eLTAX ホームページをご覧ください。

利用できる手続

法人県民税、法人事業税、特別法人事業税・地方法人特別税、県民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、固定資産税（知事配分資産）、核燃料税の申告等に関する手続

利用時間

8：30 ～ 24：00（土日祝日、年末年始を除きます。）

●利用にあたって

1　電子証明書を取得してください。
　税理士に申告書の作成･送信を依頼する場合は､電子証明書を取得しなくてもeLTAXを利用できます。

2　eLTAX ホームページにアクセスし、利用届出を行い、利用者 ID を取得してください。
　1 つの利用者 ID で、複数の地方公共団体へ申告等の手続を行えます。

3　無料の eLTAX 対応ソフトウェア「PCdesk」および「PCdesk Next」等から申告等の手続を行ってください。

● eLTAX 問合せ先

ホームページ

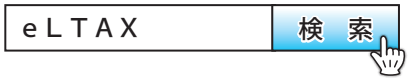

地方税共同機構
URL：https://www.eltax.lta.go.jp

eLTAX ホームページの「よくあるご質問」
URL：https://eltax.custhelp.com/

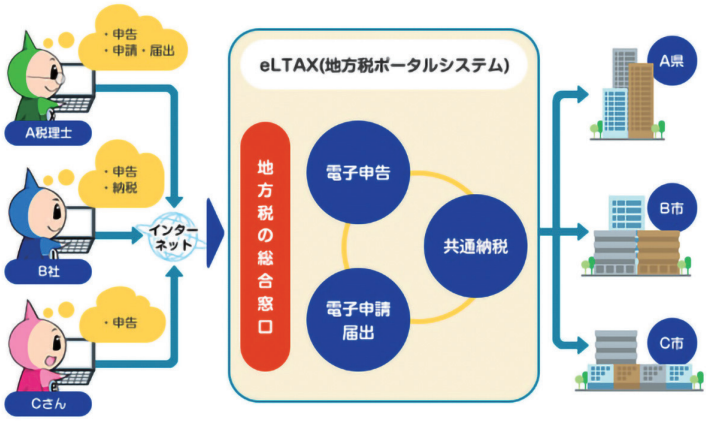

電子申告の義務化について

一定の法人が提出する令和２年４月１日以後に開始する事業年度分の法人住民税および法人事業税の申告書等については、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提出しなければならないこととされています。

対象税目

法人県民税、法人事業税、特別法人事業税

対象法人

一定の法人とは、次の（１）および（２）に掲げる内国法人をいいます。

（１）事業年度開始の時において資本金の額または出資金の額が１億円を超える法人

（２）相互会社、投資法人、特定目的会社

適用開始事業年度

令和２年（2020 年）４月１日以後に開始する事業年度

対象書類

確定申告書、中間申告書、修正申告書およびこれらの申告書に添付すべきものとされている全ての書類

注 意 事 項

（１）電子申告がなされない場合には不申告として取り扱われます。ただし、次の①および②に当てはまる場合にはそれぞれ以下の措置を講じることになっています。

① eLTAX に障害が発生したことに伴い、多くの納税者が期限までに申告等をすることができないと認められる場合、総務大臣の告示により、申告等の期限を延長し、申告書および添付書類を書面により提出することができます。

② 電気通信回線の故障、災害その他の理由により、eLTAX を使用することが困難と認められる場合

申告書および添付書類を書面により提出することができると認められる場合は、地方公共団体の長の承認を受けて、申告書および添付書類を書面により提出することができます。ただし、当該承認を受けるためには、申告書および添付書類を書面により提出をすることができる期間として地方公共団体の長の指定を受けようとする期間の開始の日の１５日前までに申請書を地方公共団体の長に提出しなければなりません。また、法人税の申告書を書面により提出することについて、所管税務署長の承認を受けた旨の届出書を申告書の提出期限の前日、または申告書に添付して当該提出期限までに申告を行う地方公共団体の長に提出した場合は、同様に申告書および添付書類を書面により提出することができます。

（２）申告書の添付資料の提出方法の柔軟化

対象法人が提出する申告書の添付資料については、eLTAX の利用に加えて、記載事項を記録した光ディスク等を提出する方法により提供することができます。

（３）国税庁が取り扱う「法人税および地方法人税並びに消費税および地方消費税」についても電子申告が義務化されています。

※詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。